

令和8年度 西之表市多世代交流施設基本設計業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

西之表市多世代交流施設基本設計業務を委託するにあたり、柔軟な発想や卓越した設計能力を有し、実績、提案力、作業体制、実効性を総合的に備えた設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 事業主体 鹿児島県西之表市
- (2) 業務名 令和8年度 西之表市多世代交流施設基本設計業務委託
- (3) 業務内容 別紙、特記仕様書及び仕様書のとおり
- (4) 予算概要 この業務に係る予算は37,735,500円（消費税相当額を含む）となっていることから、本実施要領及び仕様書の内容に沿った範囲内の業務とすること。

3. 提案の審査及び契約の方式

- (1) 公募により、令和8年度西之表市多世代交流施設基本設計業務委託（以下「本業務」という。）に関する提案を受け、本市で組織するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、総合的に優れた提案を行った事業者を選定する。
- (2) 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - ア 企画提案書等の評価
 - イ 委託事業者の決定
 - ウ その他、委託事業者選定の実施に関して必要と認める事項
- (3) 契約に際しては、提案事項を必ず実施することとし、本市において特別な意向（提案や要望）がある場合は、協議、調整を行った上、本市からの合意が得られた時点で契約を行う。また、契約書に記載する項目の詳細については、基本的に本市において決定するものとする。
- (4) 審査の対象者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が本業務の受託者に適していると認められる場合は、その者を受託予定者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

4. 担当部署（問合せ先・書類等提出先）

〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表7612番地
西之表市役所 企画課政策推進係 担当者：川口・上妻

電話 0997-22-1111 (代表) 内線211 FAX 0997-22-0295
メールアドレス seisaku@city.nishinoomote.lg.jp

5. 提案参加資格

本業務に係る企画提案に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

【参加資格要件】

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出時において、中央官庁および地方公共団体から指名停止の措置を受けていない者であること。ただし、参加申込書提出から契約締結までの間に、中央官庁および地方公共団体から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (3) 法人格を有し、経営状況及び経営規模において、本業務の履行に支障がない企業であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を有すること。
- (6) 納税義務に対し、完納していること。
- (7) 今後別に発注を予定している実施設計及び工事監理業務についても対応が可能であり、本事業の工事完了まで、これらの業務及び本業務の設計総括責任者として継続的に関わることができる体制を整えることが可能であること。なお、実施設計業務以降の委託者については、別途入札等によって決定されるものとする。
- (8) 次に掲げる条件を全て満たす者であること。
 - ア 本業務に必要な専門的知識及び技術を有する者であること。
 - イ 以下の要件を満たす者であること。

項目	内容
実績要件	(ア) 過去10年以内に、国又は地方公共団体の発注に限らず、不特定多数の者の利用に供し、公共性を有する複合施設に係る新築の基本設計又は実施設計業務の元請としての履行実績を有していること。 なお、設計企業共同体（以下、「共同企業体」という。）の構成員としての実績は代表構成員としての実績に限る。 (イ) 過去10年以内に、鹿児島県内の公共施設に係る新築の基本設計又は実施設計業務の元請としての履行実績を有していること。（共同

	<p>企業体の構成員又は協力事務所のいずれかが要件を満たしていること。)</p>
資格要件等	<p>(ア) 設計管理技術者、建築（総合）主任技術者、建築（構造）主任技術者、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者を配置するものとし、それぞれ次に掲げる資格を満たすものとする。</p> <p>【設計管理技術者】</p> <p>a 一級建築士の資格を有すること。</p> <p>b 過去10年以内に、国又は地方公共団体の発注に限らず、不特定多数の者の利用に供する公共性を有する複合施設に係る新築の基本設計又は実施設計業務の担当実績を有していること。</p> <p>【建築（総合）主任技術者】</p> <p>a 一級建築士の資格を有すること。</p> <p>【各主任技術者】</p> <p>a 構造分野の主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること。</p> <p>b 設備分野の主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。</p> <p>【留意事項】</p> <p>a 各配置技術者の兼任については、認めない。</p> <p>b 共同企業体の場合、構成員の共同体構成比率が30%以上であること。</p> <p>c 設計管理技術者、建築（総合）主任技術者、建築（構造）主任技術者、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、単体企業、代表構成員又は構成員となる企業と直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。</p>

(9) 配置技術者に係る要件

- ア 公共図書館を含む複合施設の運営に係るコンサルティング業務または運営業務の実績を有する担当者を配置できること。(共同企業体及び協力事務所とすることも可)
- イ ランドスケープに関する計画または設計業務の実績を有する担当者を配置できること。(共同企業体及び協力事務所とすることも可)

(10) 共同企業体の資格

- ア 共同企業体の構成員の数は、2又は3者とする。

イ 共同企業体の代表企業は、参加資格要件の（１）～（７）を満たすこと。ただし、実績要件（イ）及び（９）ア、イについては、共同企業体の構成員又は協力事務所とすることも可とする。

ウ 共同企業体のすべての構成企業が参加資格要件の（１）～（６）までの資格要件を満たすこと。

エ 代表者は、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

(11) 協力事務所の資格

ア 応募者は、設計管理技術者及び建築（総合）主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。

イ 協力事務所は、参加資格要件の（１）～（６）までの資格要件を満たすこと。

ウ 協力事務所は、他の応募者の協力事務所と兼ねることはできない。

エ 協力事務所は、各分野において応募者と共同的役割を担うものとする。

(12) 審査委員会の委員が属する企業・団体等又は当該企業・団体等と資本面若しくは人事面において関係のある者でないこと。

(13) 令和６年度西之表市教育交流施設整備基本構想・基本計画策定業務を委託した次の者と資本面又は人事面において関係のある者でないこと。

- ・株式会社 ixrea
- ・フルライトスペース株式会社
- ・フィールド・クラブ株式会社

6. スケジュール

実施内容	提出期限など
公募開始	令和８年６月１日(月)
現地説明会 (受付期間：令和８年６月１日～６月５日)	令和８年６月１０日(水)
質問書の提出期限 (受付期間：令和８年６月１日～６月１５日)	令和８年６月１５日(月)
質問回答（市ホームページへ掲載）	令和８年６月１９日(金)
参加申込書の提出期限 (受付期間：令和８年６月１日～６月２６日)	令和８年６月２６日(金)
１次審査（書類審査）	令和８年７月３日(金)
１次審査結果通知（書面）	令和８年７月６日(月)
企画提案書の提出期限 (受付期間：令和８年７月６日～７月３１日)	令和８年７月３１日(金)
２次審査（プレゼンテーション審査）の実施	８月上旬を予定
審査結果の通知（書面）	８月中旬を予定

7. プロポーザルに係る参加手続等

(1) 現地説明会

説明会への参加は必須ではありません。なお、本現地説明会以外での施設敷地等への出入りはできませんのでご注意ください。

①現地説明会への参加受付期間

- ・令和8年6月1日（月）～6月5日（金）

②申込方法

- ・事務局宛に電子メールでお申し込みください。
- ・件名欄は「【西之表市多世代交流施設現地説明会希望】（会社名）」としてください。
- ・会社名、当日連絡のつく電話番号、見学時の代表者、代表者電子メールアドレス、参加予定者数をご連絡ください。追って、時間帯等をお知らせいたします。

③説明会実施日

- ・当日、お車で来場の場合は、西之表市役所来庁者用駐車場をご利用ください。
- ・説明会当日の質問は受け付けません。

(2) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

① 提出書類

- ア. 参加申込書（様式第1号）
- イ. 会社概要書（様式第2-1号）・協力事務所概要書（様式第2-2号）
- ウ. 業務実績書（様式第3号）
- エ. 技術者等の経歴と実績（様式第4号）

※5の参加資格要件をすべて満たしていることを確認するため、下記の書類を添付すること。

(ア) 「商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」

但し、発行日から3か月以内のものとする。

※（共同体の場合は全構成企業分。写し可。）

(イ) 「誓約書（別紙様式）」

(ウ) 「納税証明書（国税および地方税に滞納がないことの証明）の写し」

但し、発行日から3か月以内のものとする。

(エ) 「一級建築士事務所登録証明の写し」

(オ) 共同企業体の場合は、共同体協定書（様式任意）の写し（出資比率が分かること。）

※ウには5（8）イ及び（9）の実績要件等に該当する受注実績を1件以上記載し、受注を確認することができる契約書等を添付すること。

※エには5（8）イ及び（9）の資格要件等に該当する資格を証明する書類を添付すること。

※提出書類に記載された技術者は、特別の理由があると本市が認めた場合を除き、

原則として変更できません。

- ② 提出部数 正本：1部
※上記①ア～エ、および（ア）～（オ）までをA4ファイルに綴じること
副本：15部
※上記①ア～エまでをA4ファイルに綴じること
- ③ 提出期限 令和8年6月1日（月）から6月26日（金）まで
午前8時30分から午後5時までの間
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く
- ④ 提出場所 4に同じ
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送によること（郵送の場合は提出期限内に必着）

8. 質問・回答

(1) 質問書の提出

- ① 提出期限 令和8年6月1日（月）から6月15日（月）
午前8時30分から午後5時までの間
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く
- ② 提出場所 4に同じ
- ③ 提出方法 「質問書（様式第7号）」により電子メールで提出すること。

(2) 質問の回答方法

質問に対する回答は、質問者全員の回答を一覧表にまとめ、令和8年6月19日（金）までに市ホームページへ掲載する。電話など、上記の方法以外での質問は原則受け付けない。

9. 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
ア. 企画提案書 提出書	様式第5号	1部	
イ. 企画提案書	様式は任意	15部	以下の内容について、貴社の考えを簡潔にまとめて記載すること。（A3用紙片面4枚以内） 1) 実施方針について 2) 特定テーマ ①（施設コンセプト）市民に愛され、みんなの居場所となる施設づくり ②（配置・平面計画）様々な機能が連携し

			交流が生まれる空間づくり ③（構造・防災）市民の安全・安心を守る空間づくり ④（設備・外構）地域の自然が息づく環境づくり ⑤（運営）地域の手で支える運営体制づくり ⑥（コスト削減）建築物等の質を保ちつつ、建設費及び維持管理費等を削減する具体的方策
ウ. 業務工程表	様式は任意	15 部	貴社の考える業務工程をA4用紙片面2枚もしくはA3用紙片面1枚以内に簡潔にまとめて記載すること。
エ. 業務実施体制	様式第6号	15 部	業務実施体制図には、設計管理技術者等を明記するとともに、担当者の氏名等を記載すること。 共同企業体の場合は、代表者、構成員の別がわかるように記載すること。 担当者に協力者を加える場合は、協力者の記載を行うこと。 ※ 副本には会社名、個人名、マークなど参加者が特定できる内容の記載を行わないこと。
オ. 業務見積書	様式は任意	1 部	

(2) 企画提案書の提出

- ① 提出部数 正本：1部 ※上記（1）ア～オまでをA3ファイルに綴じること
 副本：15部 ※上記（1）イ・ウ・エをA3ファイルに綴じること
 電子データ：一式 ※上記（1）ア～オまでをPDFデータとしてCD-R等に記録すること
- ② 提出期限 令和8年7月6日（月）から7月31日（金）まで
 午前8時30分から午後5時までの間
 ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く
- ③ 提出場所 4に同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵送によること（郵送の場合は提出期限内に必着）

10. 審査内容

(1) 1次審査（書類審査）の実施

- ① 審査 審査委員会事務局（企画課）において、書類審査を行い、上位5者程度を選定する。ただし、参加申込書の提出が5者を超えない場合は、すべてのものを2次審査の対象とする。

② 採点基準

審査項目		評価基準	配点
業務実績	実績要件	5（8）イ実績要件（ア）（イ）において、実績の規模及び実績の件数に応じて評価する。	11点
業務実績	配置技術者に係る要件	5（9）において、実績の参考度に応じて評価する。	4.5点
合計			15.5点

- ③ 2次審査対象者に対しては「プロポーザル1次審査結果通知書」を交付する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

- ① 審査 本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式とし、本業務に係る審査は、「西之表市多世代交流施設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査実施要領」に定める。
- ② 日時 8月上旬を予定
- ③ 実施場所 西之表市役所内
※1次審査通過者に、日時、場所を通知する。
- ④ 実施方法 プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に記載された提案内容の範囲で行うこと。なお、追加資料の配付等は認めないが、模型等の持ち込みによるプレゼンテーションは可能とする。
※スクリーン・プロジェクターは市で準備するが、パソコンその他、必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
※本審査の出席者が、自らのプレゼンテーションの時間以外に、会場へ入ること及び傍聴することは認めないものとする。
- ⑤ 人数 5名以内（設計管理技術者、建築（総合）主任技術者、公共図書館を含む複合施設の運営に係るコンサルティング業務または運營業務の実績を有する担当者の参加は必須とする。）
- ⑥ 説明時間 40分以内（提案説明20分、質疑応答20分を予定）
- ⑦ 採点基準

審査項目		評価基準	配点
企画提案等	企画提案	実施方針の内容	10点

の内容		特定テーマ①（施設コンセプト）市民に愛され、みんなの居場所となる施設づくり	10点
		特定テーマ②（配置・平面計画）様々な機能が連携し交流が生まれる空間づくり	15点
		特定テーマ③（構造・防災）市民の安全・安心を守る空間づくり	10点
		特定テーマ④（設備・外構）地域の自然が息づく環境づくり	10点
		特定テーマ⑤（運営）地域の手で支える運営体制づくり	15点
		特定テーマ⑥（コスト削減）建築物等の質を保ちつつ、建設費及び維持管理費等を削減する具体的方策	15点
	業務工程	工期内で無理なく実施でき、効果的な手順や工程となっているか	10点
業務実施体制	業務を効果的に遂行するための体制が十分か	10点	
合計			105点
審査員9名			945点

業務見積書	上限価格内で価格競争を前提とした提案となっているか 評価点＝40（満点）×（最低見積価格）／（提案者の見積価格）	40点
合計		985点

【総合評価点】＝【企画提案等の内容に係る評価点】＋【業務見積書に係る評価点】
＝合計985点とする

（3）その他

- ① 提出期限後の提案書の追加・修正・差替えは一切認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- ② 参加申込書提出以降に辞退する場合は辞退届（様式第8号）を提出すること。
- ③ 天候不良等による交通機関の遅延を事由とする場合を除き、遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

11. 審査結果の通知及び公表

- (1) 選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。
- (2) 審査結果は、市ホームページにおいて公表する。
- (3) 審査結果についての異議申し立ては認めないものとする。
- (4) 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは無効とする。

- ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 提案書の作成様式及びこの要領に示された条件に適合しないもの
- ③ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ この要領に定められた提案以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- ⑥ 5の提案参加資格を満たしていないと判断される場合

12. その他

- (1) 提出された提案書の取扱いは、次の各号による。

- ① 提出された提案書は返却しない。
- ② 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ③ 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ④ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事業にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑤ 提出された書類は、西之表市情報公開条例及び西之表市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑥ 企画提案書等の制作のために、本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

- (2) 留意事項

- ① 本プロポーザルは、事業の具体的な取組方法等について提案を求め、審査は事業者内定（優先交渉権者決定）のために行うものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ② 本業務の受注者となった場合でも、今後予定している複合施設建設に関する設計業務の入札等への参加は制限しない。